

離職する職員の再就職のために ～「大量離職通知書」について～

国または地方公共団体の任命権者^(※)は、一定期間内に相当数の職員が離職することとなる場合、離職する前に厚生労働大臣に対して「大量離職通知書」を提出することが義務付けられています。

※任命権者には、任命権が委任されている者を含みます。

「大量離職通知書」を提出しなければならない場合

1つの事業所で1か月に30人以上の離職者^(※)が生じる場合、最後の離職が生じる日の1か月前までに、ハローワークに「大量離職通知書」を提出しなければなりません。
(労働施策総合推進法27条等)

※任用期間満了により離職する場合であっても、6か月を超えて引き続き任用されている者は離職者に含みます。ただし、下のいずれかの項目に該当する者、職員本人の都合または職員の責めに帰すべき理由により離職する者は除きます。

- ・日雇い、または期間を定めて任用されている者（引き続き任用されている期間が6か月以下である者に限る）
- ・試用期間中の者（14日を超えて引き続き任用されている者を除く）
- ・常時勤務に服することを要しない者として任用されている者

※パートタイムであっても、離職する場合は離職者に含まれます。

※ただし、任用期間満了後に再度任用されることが決定された者は、離職者に該当せず、選考等の結果、離職することが確定した者が離職者に含まれます。

※**30人未満**の離職者が生じる場合については、「大量離職通知書」の提出義務はありませんが、**一定程度の規模の離職**が予定されており、**再就職先が確保されていない場合**には、円滑に再就職支援を行う必要があるため、ハローワークに**「大量離職通知書」の提出等についてご相談ください**。

様式のダウンロードはこちら ⇒



- 【参考：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（抜粋）】
- 第27条 事業主は、その事業所における雇用量の変動（事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。）であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの（以下この条において「大量雇用変動」という。）については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を含む。第28条第3項において同じ。）は、当該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による届出又は前項の規定による通知があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出または通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。
- 一 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつつ、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。
 - 二 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

記載にあたっての留意事項等

様式(表面)

大 量 離 職 通 知 書

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第27条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

令和 年 月 日

任命権者の官職名

印

公共職業安定所長 殿

①下記の離職に係る事業所	①名 称 所在地	②下記の離職が生じる年月日又は期間		年 月 日から 年 月 日まで	
③雇 用 形 態	年 齢	④ 離 職 者 数	⑤ 職 種	年 齢	⑥ 離 職 者 数
計		○人 うち雇用保険被保険者数 ○人			○人
	45歳以上 60歳未満	○人	警備	45歳以上 60歳未満	○人
うち 常 勤 職 員		○人	用務員		○人
	45歳以上 60歳未満	○人		45歳以上 60歳未満	○人
うち 非 常 勤 職 員		○人	事務		○人
	45歳以上 60歳未満	○人		45歳以上 60歳未満	○人
⑦再就職の援助のための措置					
⑧再就職先の確保の状況		○ 事業所 ○ 人			

・この様式（大量離職通知書）は、国または地方公共団体が提出する場合の様式です。
・民間の事業主の方は大量離職届をお使いください。

<②欄>

- ・最初の離職が生じる日から最後の離職者が生じる日を記載してください。
- ・1日で全員が離職する場合には、その日を記載してください。

<③、④欄>

- ・離職者の合計を記載してください。
- ・その下に合計数のうち雇用保険被保険者数、45歳以上60歳未満の者の数をそれぞれ記載してください。
- ・さらに、合計数のうち常勤又は非常勤職員別に離職者数を記載してください。

<⑤、⑥欄>

- ・職種ごとに、離職者数を記載してください。
- ・その下に45歳以上60歳未満の者の数をそれぞれ記載してください。

<⑦、⑧欄>

- ・離職者の再就職のために講じている措置（再就職援助の体制、具体的な方法）を記載してください。
- ・再就職先の確保を行っている場合、届出時まで確保した再就職先の事業所数及び受入可能人数を記載してください。

提出先・お問い合わせ先

■大量離職通知書の提出先

最寄りのハローワーク（事業所関係部門）にご提出ください。

全国のハローワーク所在地はこちらから検索できます。

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork



※記載にあたってご不明な点なども、最寄りのハローワークにお問い合わせください。